

2025年4月21日

お客さま各位

阪神電気鉄道株式会社

### 神戸高速線 旅客営業に関する約款の変更について

平素は神戸高速線をご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
「旅客営業規則」第14条の定めに基づき、下記の通り、旅客営業に関する約款の変更を行いますのでお知らせいたします。

記

#### 1. 変更する約款

「旅客営業規則」、「サーバー管理型乗車券取扱規則」

#### 2. 主な変更理由及び変更箇所

(1) 車内持込禁制品の一部適用除外に伴う改正。

旅客営業規則

(第249条 別表4号)

(2) スルッと QRtoにおいてサービス提供事業者が発行する受取コード等を用いて受け取りが可能となるチケットの販売開始に伴う改正。

サーバー管理型乗車券取扱規則

(第3条)

※詳細は「新旧対照表」をご覧ください。

#### 3. 適用開始日

2025(令和7)年5月1日(木)

以上

## 新旧対照表

現行					改正				
旅客営業規則					旅客営業規則				
(中略)					(中略)				
別表 第2号					別表 第2号				
5	酸化性の物	次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	5	酸化性の物	次亜塩素酸塩類	—
			—	その他の次亜塩素酸塩類	—				密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造しているもので、液体は1リットル以内、固体は重量が0.5キログラム以内のもの
(以下省略)					(以下省略)				

現行		改正	
サーバ管理型乗車券取扱規則 2024. 6. 17 制 定		サーバ管理型乗車券取扱規則 2024. 6. 17 制 定 <u>2025. 5. 1 最終改正</u>	
第1章 総則 (中略)		第1章 総則 (中略)	
(用語の定義)		(用語の定義)	
第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとし、この規則に特に定めのないものについては、旅客営業規則(以下「旅客規則」という。)に定める規定によるものとする。		第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとし、この規則に特に定めのないものについては、旅客営業規則(以下「旅客規則」という。)に定める規定によるものとする。	
(1) 「本サービス」とは、この規則の定めるところによりスルッと QRtto を利用すること及び株式会社スルッと KANSAI の運営する販売サイト又は外部システムで発売された商品で受けられるサービス等をいう。		(1) 「本サービス」とは、この規則の定めるところによりスルッと QRtto を利用すること及び株式会社スルッと KANSAI の運営する販売サイト又は外部システムで発売された商品で受けられるサービス等をいう。	
(2) 「情報端末」とは、インターネットに対応したパソコン及びスマートフォン等をいう。		(2) 「情報端末」とは、インターネットに対応したパソコン及びスマートフォン等をいう。	
(3) 「サーバ管理型乗車券」とは、情報端末と入出場情報を組み合わせたものをいう。		(3) 「サーバ管理型乗車券」とは、情報端末と入出場情報を組み合わせたものをいう。	
(4) 「利用券」とは、施設などを運営する事業者が提供する入場券又は当該施設利用にかかる割引サービス等をいう。		(4) 「利用券」とは、施設などを運営する事業者が提供する入場券又は当該施設利用にかかる割引サービス等をいう。	
(5) 「チケット」とは、サーバ管理型乗車券と利用券を組み合わせて販売されるものをいう。		(5) 「チケット」とは、サーバ管理型乗車券と利用券を組み合わせて販売されるものをいう。	
(6) 「スルッと QRtto(クルット)」とは、販売サイト、登録ユーザの情報及び利用履歴等を管理する仕組みの総称		(6) 「スルッと QRtto(クルット)」とは、販売サイト、登録ユーザの情報及び利用履歴等を管理する仕組みの総称	

<p>をいう。</p> <p>(7) 「登録ユーザ」とは、株式会社スルッと KANSAI が制定する「スルッと QRtto 利用規約」に定める事項に同意のうえ、スルッと QRtto に自らの情報を登録し、スルッと QRtto が提供するサービスを購入又は使用する個人をいう。</p> <p>(8) 「同行者」とは、第 20 条に定める方法により改札を通過する登録ユーザ以外の旅客をいう。</p> <p>(9) 「外部システム」とは、スルッと QRtto と連動し、社以外の事業者が商品を販売することができる販売サイトをいう。</p> <p>(10) 「購入情報」とは、スルッと QRtto にて管理する登録ユーザが購入した商品情報をいう。</p> <p>(11) 「対応改札機」とは、商品を神戸高速線で利用する際、情報端末に表示する2次元バーコードを読み取ることができる改札機をいう。</p> <p>(12) 「読み取検札」とは、改札口に掲示する2次元バーコードを登録ユーザ自身が所持する情報端末にて読み取ることをいう。</p> <p>(13) 「分配券」とは、登録ユーザが、自ら一括で購入した複数枚のサーバ管理型乗車券又はチケットのうち、第三者に電子メール、SNS 等を通じて送信したものを行う。</p>	<p>をいう。</p> <p>(7) 「登録ユーザ」とは、株式会社スルッと KANSAI が制定する「スルッと QRtto 利用規約」に定める事項に同意のうえ、スルッと QRtto に自らの情報を登録し、スルッと QRtto が提供するサービスを購入又は使用する個人をいう。<u>ただし、チケットを受け取るためのコードとともに発行されたログイン ID 及びパスワードによりログインしてチケットを利用する場合は、ログインしたことによって登録ユーザとみなすものとする。</u></p> <p>(8) 「同行者」とは、第 20 条に定める方法により改札を通過する登録ユーザ以外の旅客をいう。</p> <p>(9) 「外部システム」とは、スルッと QRtto と連動し、社以外の事業者が商品を販売することができる販売サイトをいう。</p> <p>(10) 「購入情報」とは、スルッと QRtto にて管理する登録ユーザが購入した商品情報をいう。</p> <p>(11) 「対応改札機」とは、商品を神戸高速線で利用する際、情報端末に表示する2次元バーコードを読み取ることができる改札機をいう。</p> <p>(12) 「読み取検札」とは、改札口に掲示する2次元バーコードを登録ユーザ自身が所持する情報端末にて読み取ることをいう。</p> <p>(13) 「分配券」とは、登録ユーザが、自ら一括で購入した複数枚のサーバ管理型乗車券又はチケットのうち、第三者に電子メール、SNS 等を通じて送信したものを行う。</p>
(以下省略)	(以下省略)